

平成十六年法律第六十三号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

目次 第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 裁判員 第一節 総則（第八条—第十二条） 第二節 選任（第十三条—第四十条） 第三節 解任等（第四十一条—第四十八条）	第三章 裁判員の参加する裁判の手続 第一節 公判準備及び公判手続（第四十九条—第六十三条）
第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等 第一節 審理及び裁判の特例 第一款 区分審理決定（第七十一条—第七十六条）	第四章 評議（第六十六条—第七十条）	第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等 第一節 審理及び裁判の特例 第一款 区分審理決定（第七十一条—第七十六条）
第二款 十六条 第三款 十五条 第四款 併合事件審判（第八十六条—第八十九条）	第二款 区分事件審判（第七十七条—第八十五条）	第二款 併合事件審判（第八十六条—第八十九条）
第七章 雜則（第一百三条—第一百五条）	第二節 選任予定裁判員 第一款 選任予定裁判員の選定（第九十条—第九十二条）	第二節 選任予定裁判員の選定の取消し 第一款 選任予定裁判員の選定（第九十三条—第九十六条）
第八章 罰則（第一百六条—第一百十三条）	第二款 選任予定裁判員の選定（第九十七条）	第二款 選任予定裁判員の選定（第九十七条—第九十九条）
附則 第一章 総則 （趣旨） 第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与するこ とが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の特則その他の必要な事 項を定めるものとする。	第三款 雜則（第九十九条—第一百二条）	第三款 雜則（第一百二条—第一百三条）

(対象事件及び合議体の構成)

裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができないに代わる裁判員の選任も困難であると認めるとときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該前項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできない。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

前項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならぬ。

刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判を要するところ見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出席しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多くに上ることを回避することができないと見て、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定す

る裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

一 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出席しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 第一条の規定による裁判所の裁量権の行使をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意定について準用する。

3 第二項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならぬ。

(弁論を併合する事件の取扱い)

第四条 裁判所は、対象事件以外の事件であつて、その弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを第二条第一項の合議体で取り扱うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、同項の決定に係る事件の弁論と対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(罰条変更後の取扱い)

第五条 裁判所は、第一条第一項の合議体で取り扱つてある事件の全部又は一部について刑事訴訟法第三百十二条の規定により罰条が撤回又は変更されたため対象事件に該当しなくなつたときであつても、当該合議体で該当事件を取り扱うものとする。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して適当と認めるときは、決定で、裁判所法第二十六条の定めるところにより、当該

事件を一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うことができる。	第六条 第二条第一項の合議体で事件を取り扱う場合における刑の言渡しの判決、同法第三百三十三条の規定による刑の免除の判決若しくは同法第三百三十六条の規定による無罪の判決又は少年法（昭和二十三年法律第六百六十八号）第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断（次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもの（以下「裁判員の関与する判断」という。）は、第二条第一項の合議体の構成員である裁判官（以下「構成裁判官」という。）及び裁判員の合議による。	（裁判官及び裁判員の権限）
一 事実の認定	1 前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。	（裁判官及び裁判員の権限）
二 法令の適用	2 前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。	（裁判官及び裁判員の権限）
三 刑の量定	3 その他裁判員の関与する判断以外の判断	（裁判官及び裁判員の権限）
	1 法令の解釈に係る判断	（裁判官及び裁判員の権限）
	2 訴訟手続に関する判断（少年法第五十五条の決定を除く。）	（裁判官及び裁判員の権限）
	3 成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行う。	（裁判官及び裁判員の権限）

第七条 第二条第三項の決定があつた場合には、構成裁判官の合議によるべき判断は、構成裁判官のみで行う。	（裁判員の職権行使の独立）	（裁判員の職権行使の独立）
第八条 裁判員は、独立してその職権を行う。	（裁判員の義務）	（裁判員の義務）
第九条 裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。	（裁判員の義務）	（裁判員の義務）
裁 判 員 は 、 第 七 十 条 第 一 項 に 規 定 す る 評 議 の 秘 密そ の 他 の 職 務 上 知 り 得 た 秘 密 を 漏 ら し て は な ら な い 。	（裁判員の職権行使の独立）	（裁判員の職権行使の独立）
裁 判 員 は 、 裁 判 の 公 正 さ に 对 す る 信 賴 を 損 な う お そ れ の あ る 行 为 を し て は な ら な い 。	（裁判員の職権行使の独立）	（裁判員の職権行使の独立）
裁 判 員 は 、 そ の 品 位 を 壊 す る よ う な 行 为 を し て は な ら な い 。	（裁判員の職権行使の独立）	（裁判員の職権行使の独立）
（補充裁判員）	（補充裁判員）	（補充裁判員）
第十条 裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員	（補充裁判員）	（補充裁判員）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
二 法務省の職員（非常勤の者を除く。）及び弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。）及び弁護士であつた者	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
三 檢察官及び検察官であつた者	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
四 公証人	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
五 司法警察職員としての職務を行う者	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
六 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。）及び弁護士であつた者	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）
七 八	（裁判員の選任資格）	（裁判員の選任資格）

八	過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第二百四十七号）の規定による検察審査会の規定による不選任の決定があつた者を除く。）、	十四 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者
九	（裁判員の選任資格）	十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授
十	（裁判員の選任資格）	十六 司法修習生
十一	（裁判員の選任資格）	十七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
十二	（裁判員の選任資格）	十八 自衛官
十三	（裁判員の選任資格）	十九 禁錮以上の刑に処せられた者
四	（裁判員の選任資格）	二十 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
五	（裁判員の選任資格）	二十一 裁判員の職務に就くことができない。
六	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
七	（裁判員の選任資格）	二十二 国会議員
八	（裁判員の選任資格）	二十三 国務大臣
九	（裁判員の選任資格）	二四 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員
十	（裁判員の選任資格）	二五 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
十一	（裁判員の選任資格）	二六 司法修習生
十二	（裁判員の選任資格）	二七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
十三	（裁判員の選任資格）	二八 自衛官
四	（裁判員の選任資格）	二九 禁錮以上の刑に処せられた者
五	（裁判員の選任資格）	三十 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
六	（裁判員の選任資格）	三一 裁判員の職務に就くことができない。
七	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
八	（裁判員の選任資格）	三二 国会議員
九	（裁判員の選任資格）	三三 国務大臣
十	（裁判員の選任資格）	三四 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
十一	（裁判員の選任資格）	三五 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
十二	（裁判員の選任資格）	三六 司法修習生
十三	（裁判員の選任資格）	三七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
四	（裁判員の選任資格）	三八 自衛官
五	（裁判員の選任資格）	三九 禁錮以上の刑に処せられた者
六	（裁判員の選任資格）	四十 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
七	（裁判員の選任資格）	四一 裁判員の職務に就くことができない。
八	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
九	（裁判員の選任資格）	四二 国会議員
十	（裁判員の選任資格）	四三 国務大臣
十一	（裁判員の選任資格）	四四 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
十二	（裁判員の選任資格）	四五 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
十三	（裁判員の選任資格）	四六 司法修習生
四	（裁判員の選任資格）	四七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
五	（裁判員の選任資格）	四八 自衛官
六	（裁判員の選任資格）	四九 禁錮以上の刑に処せられた者
七	（裁判員の選任資格）	五十 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
八	（裁判員の選任資格）	五一 裁判員の職務に就くことができない。
九	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
十	（裁判員の選任資格）	五二 国会議員
十一	（裁判員の選任資格）	五三 国務大臣
十二	（裁判員の選任資格）	五四 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
十三	（裁判員の選任資格）	五四 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
四	（裁判員の選任資格）	五五 司法修習生
五	（裁判員の選任資格）	五六 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
六	（裁判員の選任資格）	五七 自衛官
七	（裁判員の選任資格）	五八 禁錮以上の刑に処せられた者
八	（裁判員の選任資格）	五九 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
九	（裁判員の選任資格）	六十 裁判員の職務に就くことができない。
十	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
十一	（裁判員の選任資格）	六一 国会議員
十二	（裁判員の選任資格）	六二 国務大臣
十三	（裁判員の選任資格）	六三 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
四	（裁判員の選任資格）	六四 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
五	（裁判員の選任資格）	六五 司法修習生
六	（裁判員の選任資格）	六六 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
七	（裁判員の選任資格）	六七 自衛官
八	（裁判員の選任資格）	六八 禁錮以上の刑に処せられた者
九	（裁判員の選任資格）	六九 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
十	（裁判員の選任資格）	七〇 裁判員の職務に就くことができない。
十一	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
十二	（裁判員の選任資格）	七一 国会議員
十三	（裁判員の選任資格）	七二 国務大臣
四	（裁判員の選任資格）	七三 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
五	（裁判員の選任資格）	七四 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
六	（裁判員の選任資格）	七五 司法修習生
七	（裁判員の選任資格）	七六 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
八	（裁判員の選任資格）	七七 自衛官
九	（裁判員の選任資格）	七八 禁錮以上の刑に処せられた者
十	（裁判員の選任資格）	七九 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
十一	（裁判員の選任資格）	八十 裁判員の職務に就くことができない。
十二	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
十三	（裁判員の選任資格）	八一 国会議員
四	（裁判員の選任資格）	八二 国務大臣
五	（裁判員の選任資格）	八三 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
六	（裁判員の選任資格）	八四 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
七	（裁判員の選任資格）	八五 司法修習生
八	（裁判員の選任資格）	八六 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
九	（裁判員の選任資格）	八七 自衛官
十	（裁判員の選任資格）	八八 禁錮以上の刑に処せられた者
十一	（裁判員の選任資格）	八九 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
十二	（裁判員の選任資格）	九〇 裁判員の職務に就くことができない。
十三	（裁判員の選任資格）	（就職禁止事由）
四	（裁判員の選任資格）	九一 国会議員
五	（裁判員の選任資格）	九二 国務大臣
六	（裁判員の選任資格）	九三 次のいずれかに該当する者の者は、裁判員の職務に就くことができない。
七	（裁判員の選任資格）	九四 一二の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。
八	（裁判員の選任資格）	九五 司法修習生
九	（裁判員の選任資格）	九六 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
十	（裁判員の選任資格）	九七 自衛官
十一	（裁判員の選任資格）	九八 禁錮以上の刑に処せられた者
十二	（裁判員の選任資格）	九九 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
十三	（裁判員の選任資格）	一〇〇 裁判員の職務に就くことができない。

口 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

二 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

(事件に関連する不適格事由)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。

一 被告人又は被害者

二 被告人又は被害者の親族又は親族であつた者

三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 被告人又は被害者の同居人又は被用者

五 事件について証人又は鑑定人になった者

六 事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者

七 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つた者

八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行い、又は補充員として検察官会議を傍聴した者

九 事件について原判決又はこれらの裁定の基礎となつた取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

十 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに關与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

(その他の不適格事由)

第十八条 前条のほか、裁判所がこの法律の定めによつて不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員とな

ることができない。

第十九条 第十三条规定の規定（裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由）により、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月（準用）

由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由）は、補充裁判員に準用する。

(裁判員候補者の員数の割当て及び通知)

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に

必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十三条 地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

(裁判員候補者名簿の調製)

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認められたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

(呼び出すべき裁判員候補者の選定)

第二十六条 対象事件につき第一回の公判期日が定まつたときは、裁判所は、必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をしなければならない。

2 裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

3 地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡されたことを知つたとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めめたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第十五条各号に掲げる者に該当すると認めたときは、最高裁判所規則で定められたと認められたと、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。

4 地方裁判所は、裁判員候補者名簿を送付した年の次年が経過したときは、この限りでない。

(裁判員候補者の補充の場合の措置)

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認められたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十五条 地方裁判所は、第二十三条第一項

(裁判員候補者への通知)

2 前項の呼出しは、呼出状の送達によつてする。

3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨その他の最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

- 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。

裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務從事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至った裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。

裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

(非常災害時における呼出しをしない措置)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第二項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 裁判所は、裁判員等選任手続において裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任するためには、追加して必要な員数の裁判員候補者を呼び出すことができる。

第二十六条第三項及び第四項、第二十七条第一項ただし書及び第二項から第六項まで並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員候補者の出頭義務、旅費等)

第二十九条 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。ただし、第三十四条第七項の規定による

裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

地方裁判所は、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者については、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。ただし、第三十四条第七項の規定による

不選任の決定があつた裁判員候補者について
は、この限りでない。

- 不選任の決定があつた裁判員候補者について
は、この限りでない。

(質問票)

第三十条 裁判所は、裁判員等選任手続に先立
ち、第二十六条第三項(第二十八条第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により選定
された裁判員候補者が、職務従事予定期間にお
いて、第十三条に規定する者に該当するかどうか
か、第十四条の規定により裁判員となることが
できない者でないかどうか、第十五条第一項各
号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げ
る者に該当しないかどうか及び第十六条各号に
掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁
判をするおそれがないかどうかの判断に必要な
質問をするため、質問票を用いることができる。

2 裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日の
日前に質問票の送付を受けたときは、裁判所の
指定に従い、当該質問票を返送し又は持参しな
ければならない。

3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をして
はならない。

4 前三項及び次条第二項に定めるもののほか、
質問票の記載事項その他の質問票に関し必要な
事項は、最高裁判所規則で定める。
(裁判員候補者に関する情報の開示)

第三十一条 裁判長(第二条第三項の決定があつ
た場合は、裁判官。第三十九条を除き、以下こ
の節において同じ。)は、裁判員等選任手続の
期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者
の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送
付しなければならない。

2 裁判長は、裁判員等選任手続の期日の日に、
裁判員等選任手続に先立ち、裁判員候補者が提
出した質問票の写しを検察官及び弁護人に閲覧
させなければならぬ。

(裁判員等選任手続の列席者等)

第三十二条 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁
判所書記官が出席し、かつ、検察官及び弁護人
が出席して行うものとする。

2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選
任手続に被告人を出席させることができる。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 裁判員等選任手続は、公開しない。
2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。
3 裁判員等選任手続は、第三十四条第四項及び
第三十六条第一項の規定による不選任の決定の

請求が裁判員候補者の面前において行われないようにしてことその他の裁判員候補者の心情に十

- 請求が裁判員候補者の面前において行われないようにして、その他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならぬ。

4 裁判所は、裁判員等選任手続の統行のため、新たな期日を定めることができる。この場合において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があつた場合と同一の効力を有する。

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項(同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。)を明らかにしてはならない。

裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

前項の規定による告知を受けた裁判員候補者は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができる。

2 陪席の裁判官、検察官、被告人又は弁護人は、裁判長に対し、前項の判断をするために必要と思料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとする。

3 裁判員候補者は、前二項の質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしてはならない。

4 裁判所は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当しな

- 裁判所は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当しないと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当すると認められたときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。裁判員候補者が不公平な裁判をするおそれがあると認められたときも、同様とする。

弁護人は、前項後段の場合において同項の請求をするに当たつては、被告人の明示した意思に反することはできない。

第四項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。

(異議の申立て)

第三十五条 前条第四項の請求を却下する決定に對しては、対象事件が係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、当該裁判員候補者について第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する決定がされるまでに、原裁判所に対し、申立書を差し出しし、又は裁判員等選任手続において口頭で申立ての趣旨及び理由を明らかにすることによりしなければならない。

3 第一項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

4 第一項の異議の申立てに關しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十三条第二項中「受け取った日から三日」とあるのは、「受け取り又は口頭による申立てがあつた時から二十四時間」と読み替えるものとする。

(理由を示さない不選任の請求)

第三十六条 檢察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求(以下「理由を示

第一項及び第二項、第二百七十八条第三項、第三百一十六条の十 一、第二百九十七条第二項、第三百一十六条の二、第三百一十七条第三項、第三百一十六条の三、第三百一十六条の四	号	第九十六条	第一項第四項	第五号	第八十九条	第八十一条	第一項
被害者その他の事件の審判に必要な知識を有する者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加えようとしたと認められると認められる者はその親族の身体若しくは財産に害を加えようとして若しくは財産に害を加えようとしたとき、又は裁判員若しくは補充裁判員若しくは選任予定裁判員に面会し	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	あると疑うに足りる相当な理由があるとき	逃亡し又は逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由
被害者その他の事件の審判に必要な知識を有する者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加えようとしたとき、又は裁判員若しくは補充裁判員若しくは選任予定裁判員に面会し	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	あると疑うに足りる相当な理由があるとき	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由
被害者その他の事件の審判に必要な知識を有する者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加えようとしたとき、又は裁判員若しくは補充裁判員若しくは選任予定裁判員に面会し	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	があるとき	あると疑うに足りる相当な理由があるとき	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由

、又はこれ文書の送付その他の方法
らの者を畏により接触したとき。

第四百三十原判決に原判決に関与した裁判官
五条第七号与した裁判若しくは裁判員

第四章

録媒体の謄写について、同法第三百五条第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

<p>第五条第七号 与した裁判若しくは裁判員 本文</p> <p>第六十五条 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱われるものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人にによる被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務的確な遂行を確保するため必要が認めると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。（ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当ないと認めるときは、この限りでない。）</p> <p>前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第一百五十七条の六第二項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合（同項第四号の規定による場合を除く。）においては、その証人の同意がなければ、これをすることはできない。</p> <p>前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事實につき再び証人として供述を求められることがないと明らかに認められるときは、この限りでない。</p>	<p>第二 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。 （訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）</p>
---	---

録媒体の謄写について、同法第三百五条第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

(評議) 第四章 評議

第六十六条 第二条第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。

2 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。

3 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならぬ。

4 裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従つてその職務を行わなければならぬ。

5 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧にを行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるよう整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならない。

(評決)

第六十七条 前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

(構成裁判官による評議)

一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。
二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が

卷之二

第八章 **罰則**

き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に
関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二
十円以下の罰金に処する。

2 法令の定める手続により行う場合を除き、被
告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又
は補充裁判員に対し、事実の認定、刑の量定そ
の他の裁判員として行う判断について意見を述
べ又はこれについての情報を提供した者も、前
項と同様とする。

3 選任予定裁判員に対し、裁判員又は補充裁判員
員として行うべき職務に關し、請託をした者
も、第一項と同様とする。

4 被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、選任
予定裁判員に対し、事実の認定その他の裁判員
として行うべき判断について意見を述べ又はこ
れについての情報を提供した者も、第一項と同
様とする。

(裁判員等に対する威迫罪)

第二百七条 被告事件に關し、当該被告事件の審判
に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若
しくはこれらの職にあつた者又はその親族に對
し、面会、文書の送付、電話をかけることその
他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威
迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十
万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に關し、当該被告事件の審判に係る
職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任の
ために選定された裁判員候補者若しくは當該裁
判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任
予定裁判員又はその親族に對し、面会、文書の
送付、電話をかけることその他のいかなる方法
をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者
も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第二百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密
その他の職務上知り得た秘密を漏らしたとき
は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の
各号のいずれかに該当するときも、前項と同様
とする。

一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）
二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。
三 財産上の利益その他の利益を得る目的で評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。
4 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密（同項第二号に規定するものを除く。）を漏らしたときは五十万円以下の罰金に処する。
5 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその主任職に就任したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。
6 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。
7 区分事件審判に係る職務を行つ裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判が行われるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に関与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考える事実（当該区分事件審判に係る告発事件に係るものと除外する。）若しくは量定すべきであると考える刑を述べたとき、又は併合事件審判において認定されると考える事実若しくは量定されると考へる刑を述べたときも、第一項と同様とする。

合事件審判において裁判所により認定されると考
える事実（当該区分事件以外の被告事件に係
るものを除く。）若しくは量定されると考
える刑を述べたときも、第一項と同様とする。
(裁判員の氏名等漏示罪)

三 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がないと第三十九条第二項の宣誓を拒んだとき。

四 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

五 裁判員が、第六十三条第一項（第七十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

（即時抗告）
第一百十三条 前二条の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第三条の規定 公布の日

二 第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第二百条、第二百一条、第四百四条、第五百五条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十七条第九号の規定（審査補助員に係る部分に限る） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）附則第二条第二号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四 第七十七条第三項から第五項までの規定 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（施行前の措置等）

第二条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度について

第五条 この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第八十九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二項の規定による被告人及び弁護人等の意見の陳述並びに同法第三百六十六条の三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士」とあるのは、「並びに同条第二項の規定による被告人及び弁護人」とする。

この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、同号に掲げる規定の

第四条 この法律の施行の際現に係属している事件については、第二条第一項及び第四条の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であつてこの法律の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、この法律の施行の際現に係属している事件であつてその弁論を対象事件の弁論と併合することが適當と認められるものについては、決定で、これを第二条第一項の合議体で取り扱うことができる。

3 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、当該決定に係る事件の弁論と当該対象事件の弁論とを併合しなければならない。

2 ない
前条の政令を定めるに当たっては、前項の規定による措置の成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判が円滑かつ適正に実施できるかどうかについての状況に配慮しなければならない。
(環境整備)
第三条 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようになることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならぬ。

の国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければなら

則第八条から第十九条まで及び第二十一条から第三十五条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月三一日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する。
附 則 (平成一七年一月七日法律第一)
抄
(施行期日)
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月

五条第三項及び第四項」とする。

施行の日の前日までの間における第六十五条第四項の規定の適用については、同項中「第三百五十四条及び第五項」とあるのは、「第三百

施行する。

附 則（平成九年一月三〇日法律第一八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十三条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三〇日法律第二四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

(改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一
部改正に伴う調整規定）

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表の改正規定中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条」とする。

（施行期日）
六号 附 則 （平成一九年六月二七日法律第九
抄

（施行期日）
五号（平成九年六月一七日法律第九
附則）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

第一条（刑事訴訟法第二百九十二条の二の
改正規定に限る。）並びに次条及び附則第六
条（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄
(施行期日)

補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。
(検討)

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五四号) 拝
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一一日法律第三号)

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)
この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条の二(新法第三十八条第二項(新法第四十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十七条第一項及び第九十二条第二項

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からハまで 略

二 附則第三条、第十条及び第十二条の規定
附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

二 第三条並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定 平成二十年四月一日

る刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の
改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及
び被収容者等の処遇に関する法律第一百七十二
条第二号の改正規定、附則第二十九条の規
定、附則第三十二条中少年鑑別所法第一百二十
五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条
中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整理等に関する法律第四百七十九
条の改正規定（公布の日から起算して二年を
超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)
第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。